

大船渡市通学路安全推進会議規約

(名称)

第1条 本会は、「大船渡市通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、通学路の交通安全の確保に関する諸問題を協議するとともに、通学路交通安全プログラムの策定及び見直しの際に協議・決定することを目的とする。

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 国土交通省東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所大船渡維持出張所長
- (2) 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター道路整備課長
- (3) 気仙地区交通安全協会会長
- (4) 大船渡警察署交通課長
- (5) 大船渡市交通指導隊隊長
- (6) 大船渡市立小中学校校長会会長
- (7) 大船渡市立小中学校校長会副会長
- (8) 大船渡市市民生活部市民環境課課長
- (9) 大船渡市都市整備部建設課課長
- (10) 大船渡市保健福祉部こども家庭センター所長
- (11) 大船渡市教育委員会教育長
- (12) 大船渡市教育委員会学校教育課課長

(事業)

第4条 推進会議は、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 通学路の交通安全に関する協議
- (2) 通学路の交通安全施設点検
- (3) 通学路交通安全プログラムの策定及び見直し

(役員)

第5条 推進会議に会長を置く。

- (1) 会長には大船渡市教育委員会教育長を充てる。
- (2) 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 推進会議は、必要に応じ会長が招集し、学校教育課長が議長となる。

2 推進会議は会員の半数の出席をもって成立する。

3 推進会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 推進会議の事務局は、大船渡市教育委員会事務局教育研究所が処理する。

(雑則)

第8条 推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

(規約改正)

第9条 本規約は、本推進会議において推進会議会員の出席者の過半数以上の同意を得て改正することができる。

附則

この規約は、令和6年4月1日から適用する。